

日頃のご愛顧誠にありがとうございます。

弊社はオラクル社との契約に基づき **Oracle** ソフトウェア製品をご提供しておりますが、ご発注ならびにテクニカル・サポート・サービス契約をご契約いただく際のルールがございます。特にご注意ください重要な事項をまとめましたのでご案内申し上げます。

これらはオラクル社の定めるルールに従っております。お取引の際はご理解の程お願い申し上げます。

なお、ルールはオラクル社によって、通知なく随時、変更又は更新される可能性があります。ルールが変更又は更新された場合は、本案内にかかわらず最新のルールが適用されます。

### Oracle ソフトウェア製品の発注、テクニカル・サポート・サービス契約に関する注意事項

#### 1. Oracle ソフトウェア製品の使用条件

Oracle ソフトウェア製品を使用する場合、製品に同梱し出荷される「Oracle ソフトウェア使用権許諾契約書」の内容および、オラクル社のテクニカル・サポートの提供に関するポリシー (**Oracle Software** テクニカル・サポート・ポリシー;以下、テクニカル・サポート・ポリシーと表記します)に従う必要があります。

##### ① 第三者使用の禁止

Oracle ソフトウェア製品は、お客様(使用権を許諾されたエンドユーザーの会社)自身の内部的業務処理を行う目的に限り使用が認められます。お客様以外の第三者の業務に利用するアプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)事業、グループ会社が利用するシステムなどには使用できません。使用権許諾の範囲を超えた使用をご検討の際には、ご発注前に弊社担当営業にご相談ください。

##### ② 海外での使用について

弊社が販売する Oracle ソフトウェア製品は、日本国内において使用する権利が許諾されます。海外で使用する場合や、将来海外で使用する前提で購入する場合は、ご発注前に弊社担当営業にご相談ください。

##### ③ 監査権について

弊社は、弊社が販売した Oracle ソフトウェア製品のお客様による使用状況を監査できる権利を有しています。また、この監査権を日本オラクル社に譲渡する権利も有しています。

#### 2. Oracle ソフトウェア製品のテクニカル・サポート・サービス契約について

Oracle ソフトウェア製品を使用する場合、テクニカル・サポート・サービス契約の有無に関わらず、本項をご確認ください。

##### ① テクニカル・サポート・サービスの提供条件

Oracle ソフトウェア製品のテクニカル・サポート・サービスを受けるためには、テクニカル・サポート・サービス契約をご契約いただく必要があります。

テクニカル・サポート・サービス契約がご契約されていない場合、契約に基づいて提供される技術問い合わせなどのサービス(技術情報、修正プログラム、更新版プログラムの提供などを含む)は一切ご提供できません。別途構築サービスを注文いただいている場合も、修正/更新版プログラムの適用はできません。テクニカル・サポート・サービスは、製品のご発注と同時にご契約をお願いいたします。

② 弊社が提供する Oracle ソフトウェア製品に関するサポート・ポリシー

弊社が提供する Oracle ソフトウェア製品は、オラクル社のテクニカル・サポート・ポリシーの内容にご同意いただくことを条件に使用権が許諾されます。弊社が提供する Oracle ソフトウェア製品のテクニカル・サポート・サービスは、このポリシーに準拠して提供します。

このポリシーはオラクル社によって予告なく変更される場合があります、最新の内容が優先されます。

オラクル社のテクニカル・サポート・ポリシーの最新の内容は次の URL で確認できます。

URL: <https://www.oracle.com/jp/support/policies.html> (日本オラクル社サイト)

③ テクニカル・サポート・サービスの開始日および期間

Oracle ソフトウェア製品のテクニカル・サポート・サービスは、ご発注いただいた Oracle ソフトウェア製品の権利許諾日に開始し、契約期間は 1 年です。

オラクル社のテクニカル・サポート・ポリシーでは、いったんお申し込みいただいた契約の取り消しは認められていません。そのため、弊社とのテクニカル・サポート・サービス契約を途中解約される場合は、残存期間の料金を精算金として一括でお支払いいただきます。

④ テクニカル・サポート・サービスの再契約料金

Oracle ソフトウェア製品の権利許諾日からテクニカル・サポート・サービス契約を開始できない場合、または一度中断した契約を再開する場合は、テクニカル・サポート・サービス料金とは別にご契約時に再契約料金のお支払いが必要になります。再契約料金は、テクニカル・サポート・サービス契約が存在しない空白期間(月数)のテクニカル・サポート・サービス料金×150%です。

⑤ ライセンス・セット(テクニカル・サポート・サービス契約の有無を統一すべき単位)

お客様が保有する Oracle ソフトウェア製品のライセンスのうち、同一のソースコードを共有しているプログラムのライセンスすべてを 1 つのライセンス・セットと呼びます。ライセンス・セットの定義の詳細はオラクル社のテクニカル・サポート・ポリシーをご覧ください。

⑥ サービス・レベルの一致

お客様が保持するライセンスのテクニカル・サポート・サービス契約は、ライセンス・セットの単位で有無を統一する必要があります。同一ライセンス・セット内の一部のライセンスのみ契約することは、サービス・レベルの不一致となることからオラクル社のテクニカル・サポート・ポリシーで認められていません。同一ライセンス・セット内でテクニカル・サポート・サービスを契約しないライセンスは、そのライセンスを終了(使用権を放棄)することでサービス・レベルを一致させる必要があります。ライセンスを終了する際は、書面(Termination Letter)をご提出いただきます。

⑦ テクニカル・サポートの部分的な解約

同一ライセンス・セット内の一部のライセンスのみテクニカル・サポート・サービス契約を解約する場合、サービス・レベルの不一致が発生します。テクニカル・サポート・サービス契約の部分的な解約を行うためには、当該ライセンスを終了(使用権を放棄)することでサービス・レベルを一致させる必要があります。ライセンスを終了する際は、書面(Termination Letter)をご提出いただきます。

⑧ テクニカル・サポート・サービス契約の更新時の料金(更新時調整料金)

オラクル社はグローバル・ルールに準拠し、毎年テクニカル・サポート契約更新時に、前年の年間テクニカル・サポート料金を「更新時調整料金」を加算した額でテクニカル・サポート契約を更新する運用を 2011 年 11 月より開始しています。更新時調整料金は、前年の年間テクニカル・サポート料金を、更新時点で有効な更新時調整率を乗じた金額です。更新時調整率およびその適用時期は、オラクル社により随時決定されます。弊社のテクニカル・サポート・サービス更新時の料金も、これらのオラクル社の考え方を基本としています。

以上